

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年9月30日認可した。

令和7年10月7日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名
高松市塩江町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西峯地区
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）浦谷池地区
さぬき市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）薬師谷池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）津村地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）白羽地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）竹ノ端地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）造田下池地区
〃	単独県費補助（ため池防災対策特別事業）四番池地区